



戦没者の遺骨収集事業の取組状況について

厚生労働省 社会・援護局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

戦没者の遺骨収集事業

概要

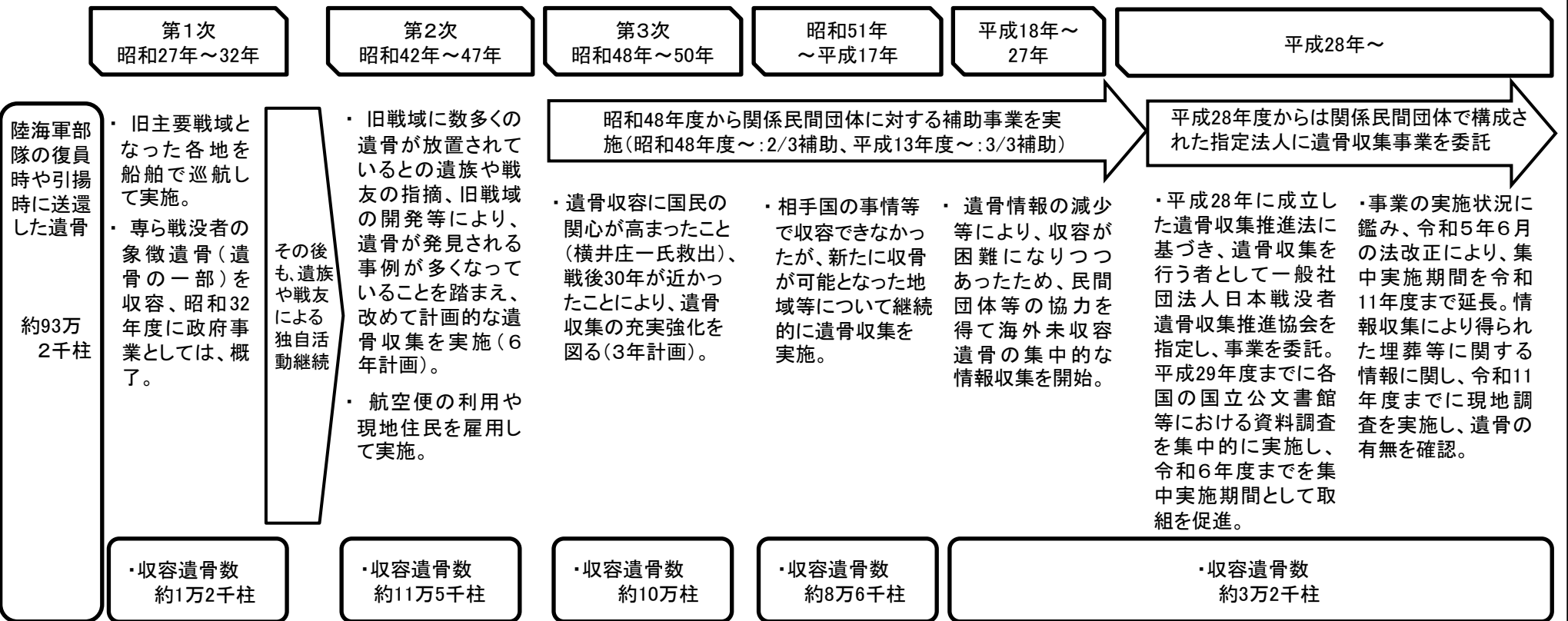
○ 昭和27年度以来、厚生労働省では、海外の戦没者の遺骨収容を実施。

海外戦没者概数 約240万人	収容遺骨概数	約128万柱
	未収容遺骨概数	約112万柱
	うち ①海没遺骨	約30万柱
	②相手国事情により収容が困難な遺骨	約23万柱
	上記①②以外の未収容遺骨（最大）	約59万柱

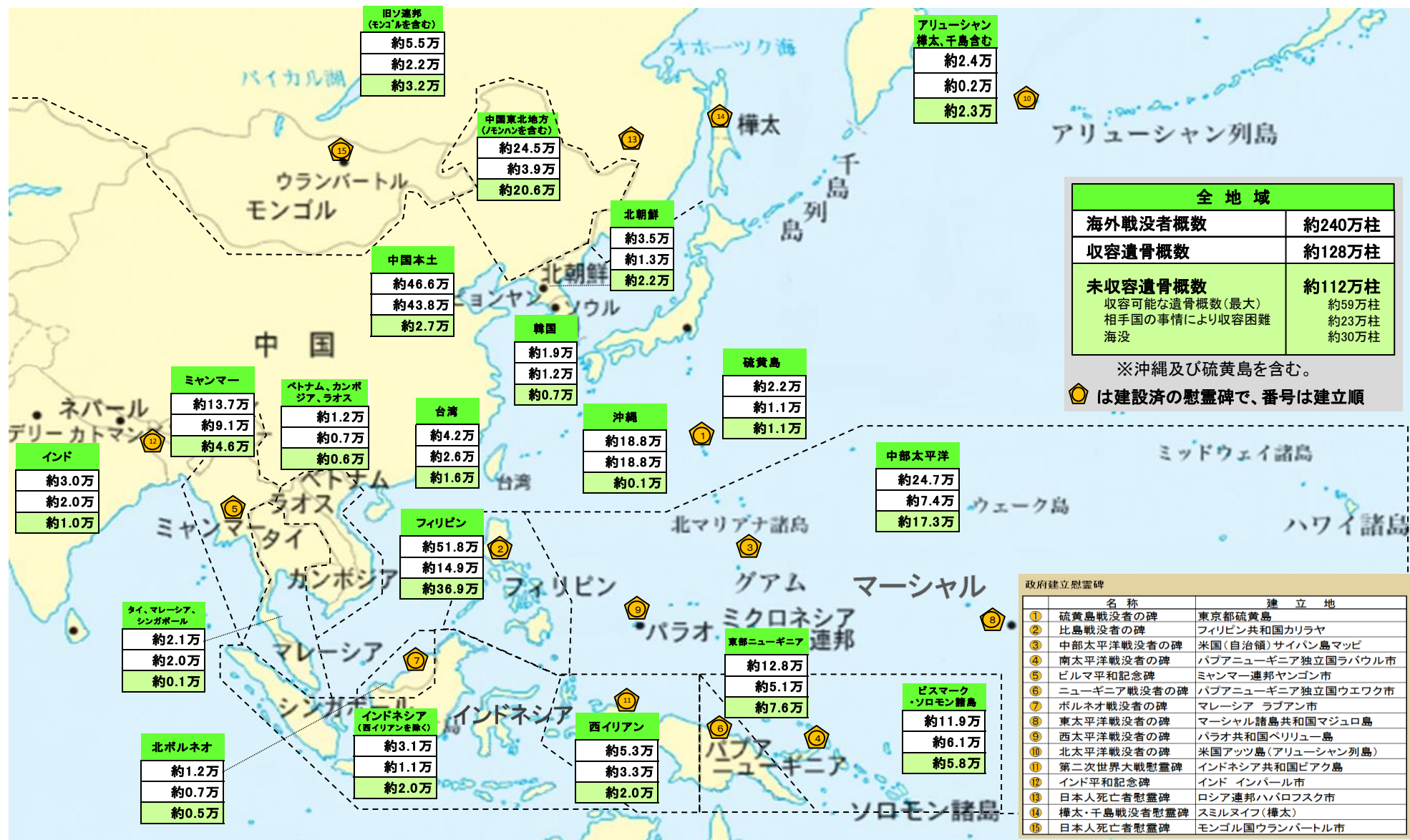
(注) 遺骨収集事業による収容遺骨数 約34万柱

令和6年7月末日現在

これまでの遺骨収集事業の推移



地域別戦没者遺骨収容概見図（令和6年7月末時点）



※表中の数字は、百の位で四捨五入しているため、足し上げが合わない箇所がある。

収容遺骨数の推移、今後の遺骨収集の実施方針

1. 過去5年間の収容遺骨数（令和6年7月末時点）

【旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨】

地 域	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
旧ソ連			1	13	
モンゴル					
旧ソ連等 小計(柱)	0	0	1	13	

【南方等戦闘地域の遺骨】

地 域	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
硫 黄 島	46	24	75	66	
	46	24	75	66	
沖 縄	57	49	46	60	
	57	49	46	60	
中部太平洋		195	74	149	398
	2				
タイ・マレーシア・シンガポール					
ミャンマー					
北ボルネオ					
インドネシア (西イリアンを除く)					9
西イリアン					
フィリピン				3	
東部ニューギニア			23	26	

- ・本表は、収容した遺骨を戦没地域別に整理したものである。
 - ・一部について鑑定中の遺骨があり、数値に変更が生じる可能性がある。
- ※地域不明の遺骨は、米国にある日本の在外公館が保管していた戦没地域不明のもの。

注）令和2年5月に遺骨収集事業等の抜本的な見直しを行い、まずは検体のみを日本に送還してDNA鑑定を実施し、所属集団判定（日本人の遺骨であるか否かの判定）を行った後に日本人と判定された遺骨について日本に送還することとしたことを踏まえ、令和2年度以降については、上段に検体を日本に送還した数を記載し、下段に遺骨を日本に送還した数を記載している。なおインドネシアについては、同国との協定でDNA抽出・解析は同国の研究機関で行うこととしていることから、上段には検体を同国に引き渡した数を記載している。

地 域	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
ビスマーク・ソロモン諸島			1	187	
インド			7		
千島・樺太・アリューシャン					
中国東北地方 (ノモンハンを含む)				21	21
台湾・北朝鮮・韓国					
バトナム・カボヅア・ラオス					7
その他					
地域不明		2		4	
		2			
南方等 小計(柱)	103	270	226	516	435
	105	75	121	126	
合計(柱)	103	270	227	516	435
	105	75	121	139	

収容遺骨数の推移、今後の遺骨収集の実施方針

2. 今後の遺骨収集の実施方針

- ・ 令和5年6月に戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第55号）が成立し、遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間（平成28年度から令和6年度まで）が5年間延長され、令和11年度までとされた。
- ・ これを踏まえ、同法に基づき平成28年に定めた政府の基本計画を改正し、各国の国立公文書館等における集中的な資料調査等により得られた埋葬等に関する情報（※）について、令和11年度までに遺骨の有無の確認に関する現地調査を実施する等、集中実施期間における施策の着実な推進に重点を置いた見直しを行った。
- ※ 新型コロナウイルス感染症の影響等により現地調査ができていない情報（約3,300か所（令和4年3月末時点））、及び新たに取得する見込みの情報。
- ・ また、基本計画の改正に当たっては、厚生労働省が令和2年5月に取りまとめた「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」に基づき進めている実施体制のガバナンス強化や科学的知見を用いた遺骨の収容・鑑定のプロセスの見直し等についても反映を行った。
- ・ 今後は、抜本的な見直しに基づく取組の徹底を図りつつ、集中実施期間の延長の趣旨を踏まえ、一柱でも多くの御遺骨を収容し、御遺族に引き渡すことができるよう、基本計画に基づき、遺骨収集事業の着実な推進に取り組む。

○【旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨】

- ・ ロシアにおける遺骨収集事業は、2国間の協定に基づき、人道的観点に立脚してこれまで実施してきているが、現在、渡航中止勧告が発出されていることもあり、事業の実施が困難な状況。
- ・ 場所及び名簿の情報があるロシア及びカザフスタンの53埋葬地について、今後も派遣が可能な地域においては現地調査及び遺骨収集を実施するとともに、実施が困難な地域については、事業実施が可能となった段階で速やかに再開できるよう、引き続き外務省等と連携し、適切に対応。
- ・ 53埋葬地の名簿登載者数（令和6年7月末時点） 4,724名

○【南方等戦闘地域の遺骨】

- ・ 海外資料調査により埋葬地と推定される地点及び戦友等から提供された情報等に基づき埋葬地と推定される地点を対象として、令和6年度は、現地情勢を踏まえつつ現地調査（ギルバート諸島等17の地域を対象に計40回）及び遺骨収集（ギルバート諸島等16の地域を対象に計20回）を実施することとしている。

- ※ 沖縄については、沖縄県に現地調査及び遺骨収集を委託して実施。大規模壕等で沖縄県が実施困難な場合は厚生労働省が実施する。
- ※ 硫黄島については、「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議」において決定する実施計画等に基づき、防衛省等関係省庁と協力して取組を進める。

令和5年度及び令和6年度における戦没者遺骨収集事業の対応について

各国の入国制限等の現状(令和6年7月末現在)

- 遺骨収集の対象国について、外務省の「感染症危険情報」では、危険情報が発出されているところはない。
※新型コロナウイルスの感染症危険情報については、世界の感染状況が総じて改善してきており、令和5年5月5日、世界保健機構(WHO)も「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」を解除したこと等を踏まえ、5月8日付けで、全世界に発出しているレベル1(十分注意してください)は解除された。
- 「海外危険情報」では、地域により、レベル1(十分注意してください)、レベル2(不要不急の渡航はやめてください)、レベル3(渡航はやめてください(渡航中止勧告))、レベル4(待避してください(退避勧告))が発出されており、現状、ロシアがレベル3以上に、また、ミャンマーの一部の地域などがレベル3となっている状況。

令和5年度の派遣実績

- 硫黄島の調査等及び遺骨収集
調査等を22回実施。遺骨収集を3回実施し66柱の遺骨を収容。
※調査を3回、遺骨収集1回を中止(硫黄島沖の噴火の影響により事業実施が困難と判断)
- 沖縄の調査及び遺骨収集
調査を1回実施。沖縄県(戦没者遺骨収集情報センター)に委託して遺骨収集を実施し、60柱(※)の遺骨を収容。
※古墓由来かどうかの確認中であるため暫定値である。
- 海外の現地調査(33回)
マリアナ諸島7回、マーシャル諸島2回、パラオ諸島3回、ギルバート諸島1回、トラック諸島1回、フィリピン1回、ミャンマー1回、インド2回、バングラデシュ1回、インドネシア2回、東部ニューギニア6回、ビスマーク・ソロモン諸島3回、旧ソ連地域(カザフスタン共和国)1回、モンゴル(ノモンハン)1回、ミクロネシア・ヤップ州(ウオレアイ環礁)1回、計33回の現地調査を実施し、遺骨の有無を確認。
- 海外の遺骨収集(14回)
マーシャル諸島1回(21柱相当)、パラオ諸島1回(122柱相当)、トラック諸島2回(6柱相当)、フィリピン1回(3柱相当)、インドネシア1回(※0柱)、東部ニューギニア2回(26柱相当)、ビスマーク・ソロモン諸島2回(186柱相当)、旧ソ連地域(カザフスタン共和国)1回(13柱)、モンゴル(ノモンハン)1回(21柱相当)、ニュージーランド1回(1柱相当)、米国1回(4柱相当)、計14回の遺骨収集を実施し、カザフスタン共和国において13柱の遺骨を収容。その他の地域においては、390柱相当の検体を採取。
※形質鑑定の結果、日本人の遺骨である蓋然性が高いと判定されなかったため収容せず。
また、米国国防総省捕虜・行方不明者・調査局(DPAA)において、同局管理下にある遺骨からDNA鑑定用の検体を採取。(令和5年5月及び令和6年1月の2回実施)
- 遺骨収集の実施に向け、遺骨収集の対象国と厚生労働省による対面又はオンラインによる協議を実施。

令和6年度の今後の取組

- 海外派遣は、海外危険情報などの現地情勢を踏まえながら計画的に実施。
【現地調査】……ギルバート諸島、パラオ諸島、トラック諸島、フィリピン、タイ、ミャンマー、インド、バングラデシュ、北ボルネオ、インドネシア、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島(17地域40回) 樺太・千島(北樺太を除く)、モンゴル(ノモンハン)、マーシャル諸島、マリアナ諸島及びアッツ島を実施予定。
【遺骨収集】……ギルバート諸島、パラオ諸島、トラック諸島、フィリピン、ミャンマー、インド、バングラデシュ、インドネシア、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、バヌアツ、(17地域22回) 樺太・千島(北樺太を除く)、モンゴル(ノモンハン)、マーシャル諸島、マリアナ諸島、ミクロネシア・ヤップ州(ウルシー環礁)及び旧ソ連地域(カザフスタン)を実施予定。
- 国内の硫黄島及び沖縄についても、計画的に事業を実施。

硫黄島における戦没者遺骨収集について

戦没者概数:21,900人 収容遺骨概数:10,680柱 未収容遺骨概数:11,220柱(令和6年7月末現在)

概況

- ・ 硫黄島においては、関係省庁の連携のもと、遺骨収集事業を実施している。
- ・ 平成23年、関係省庁からなる「硫黄島からの遺骨帰還のための特命チーム」設置。
- ・ 平成25年3月、「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議」設置。
- ・ 平成26年3月、関係省庁会議において「平成26年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針」が決定され、当該取組方針に基づき、毎年度計画的に取り組んでいる。

実績

- ・ 硫黄島では、昭和27年からこれまで150回遺骨収集を実施している。

＜収容遺骨数の推移＞

(単位:柱数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収容遺骨数	46	24	75	66	—

＜派遣回数数の推移＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調査等	20	22	21	22	6(※1)
収集	3	2	4	3	0(※2)

(※1) 令和6年7月末現在の実績値。今後も調査等派遣を実施予定。

(※2) 令和6年7月末現在の実績値。令和6年度は4回の遺骨収集派遣を予定していたが、硫黄島の渇水の影響により第1回遺骨収集は中止とした。

令和6年度の取組状況

- ・ 令和5年度に引き続き以下の取組を実施。
 - ① 外周道路外側の面的調査により確認された地下壕等からの遺骨収容
 - ② 平成23～30年度に実施した面的調査のフォローアップ調査
 - ③ 滑走路地区における、面的なボーリング調査による地下壕の探査

沖縄における戦没者遺骨収集について

戦没者数: 188,136人 収容遺骨数: 187,643柱(うち、政府による収容遺骨数: 52,147柱) 未収容遺骨数: 493柱 (令和6年7月末時点)

概況

- ・ 沖縄においては、発見される遺骨の状況に応じ、厚生労働省と沖縄県が役割を分担して遺骨収集を進めている。
 - ・ 厚生労働省: 宅地造成・道路工事等で発見された大規模地下壕など、重機による掘削等が必要な大規模な遺骨収集を実施。
 - ・ 沖縄県: 県民等からの情報により、地表付近で発見された遺骨について、遺骨収集ボランティアの方と連携して遺骨収集を実施。
- ※ 沖縄においては、開発業者等が遺骨を発見した場合、市町村、警察へ通報し、沖縄県が設置した「戦没者遺骨収集情報センター」が遺骨を収容する仕組みが構築されている。

実績

- ・ 沖縄においては、戦後まもなく、沖縄の人々により遺骨収集が行われ、13万5千余柱に上る遺骨が収容された。
- ・ 昭和31年以降は、総理府が琉球政府に委託して遺骨収集を実施。昭和47年の沖縄返還に伴い遺骨収集は総理府から厚生省に移管され、これまでに52,147柱の遺骨を収容した。
- ・ 沖縄戦没者遺骨収集等委託費(※)令和6年度予算 約30百万円
※厚生労働省は、沖縄県が設置した「戦没者遺骨収集情報センター」に係る費用及び遺骨収集ボランティア活動の支援等について沖縄県に支出。

<収容遺骨数の推移>

(単位: 柱数)

令元年度	令2年度	令3年度	令4年度	令5年度
56	57	49	46	60



平成28年度浦添市前田の軍用壕群での遺骨収集の様子
(土中の遺骨を確認中)

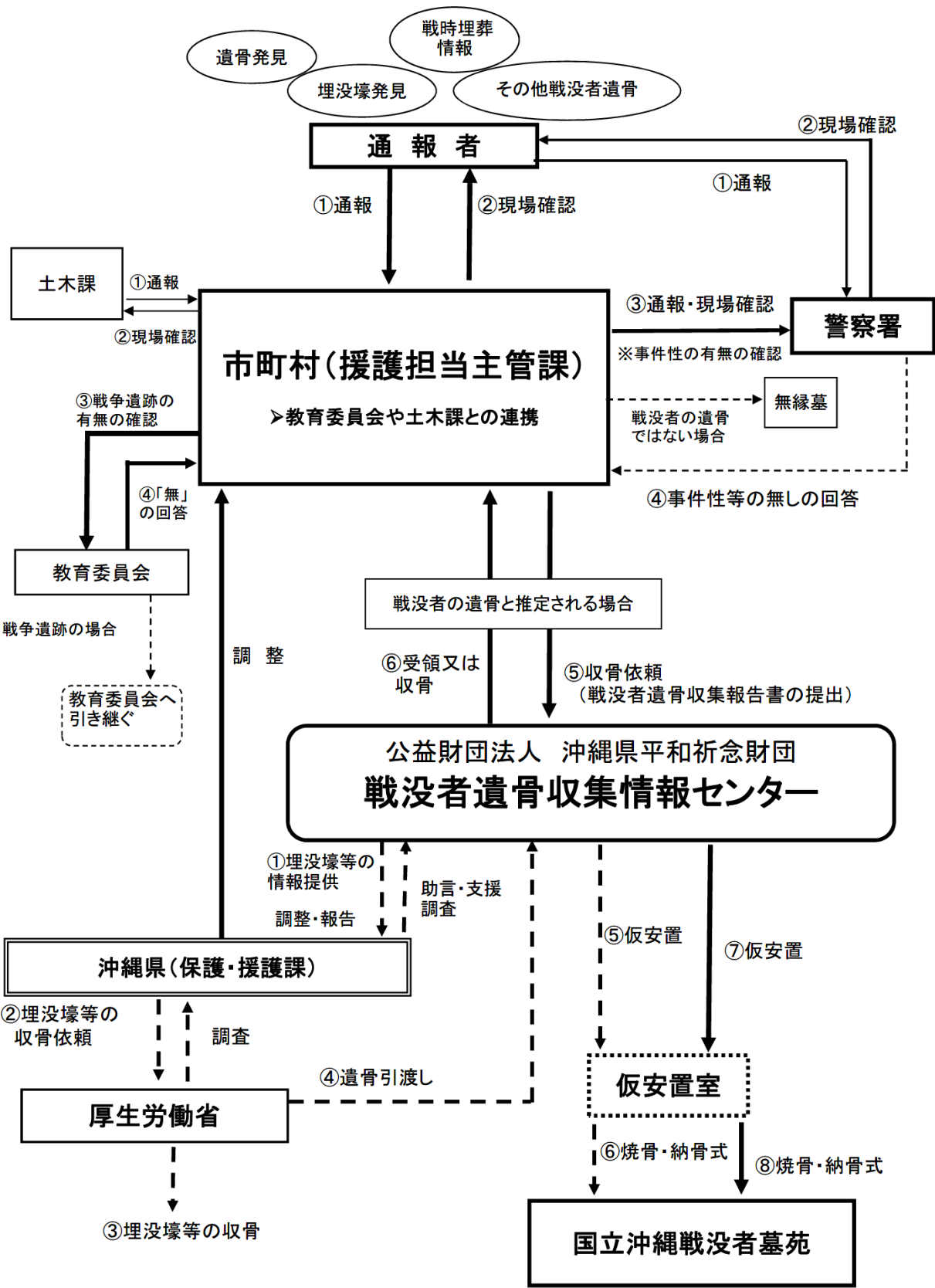


令和元年度糸満市東里の山城壕での遺骨収集の様子
(埋没した構築壕の位置を特定中)

取組状況

- ・ 引き続き、沖縄県及び同県が設置した戦没者遺骨収集情報センターと連携して、県民等からの情報や保有している情報等について現地調査及び遺骨収集を実施した。令和5年1月に沖縄県から要請のあった、豊見城市にある旧海軍司令部壕及び伊江村の埋没壕について、3月に現地調査を実施した。現地状況を踏まえ、令和5年10～11月に伊江村の埋没壕の試掘調査を実施した。旧海軍司令部壕の遺骨収集を今年度実施予定。

戦没者遺骨収集・発見フローチャート



※ 通報者から直接センターに通報があった場合も、市町村援護担当主管課と同様に、警察署・教育委員会等への対応を行います。

各地域の取組状況 ①

1 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨

地域	統計・実績 (令和6年7月末日時点)	現状・課題 (令和6年7月末日時点)	今後の予定 (令和6年7月末日時点)
旧ソ連 (ウズベギスタンを除く)	・戦没者概数 53,000人 ・収容遺骨概数 20,160柱 ・未収容遺骨概数 32,840柱	・ロシア政府から提供された情報で収容可能な埋葬地及び現地調査が必要な埋葬地情報53か所(令和6年7月末日時点)を保有。 ・未確認の埋葬地について、引き続きロシア側に資料の提供を求める。 ・日本側資料等に基づき、現在、未確認の埋葬地に係る資料や情報の収集を実施。 ・令和3年度までに全ての現地調査を実施することとしていたが、新型コロナウイルスの影響等により調査が実施できなかった。 ・令和5年度は、カザフスタンにおいて、令和5年7月に現地調査を実施するとともに令和5年9月～10月にかけて遺骨収集を実施し、13柱を送還した。 ・また、令和元年9月、過去にロシアにおいて収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘をこれまでの「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において受けていたことを公表。ロシア政府とは同年9月以降、複数回実務的協議を実施しており、これまでに日本側からは、①同年9月に公表した9事例に関するDNA鑑定結果、②同年12月に公表した4事例の概要等について説明を行い、遺骨の返還を含む今後の対応について協議を行っている。 ・令和4年2月以降外務省から渡航中止勧告が発出されているため、ロシアへの入国は困難な状況。 ・令和6年5月～6月までの間、カザフスタンにおいて現地調査等を実施した。	・ロシアについては、指摘を受けた埋葬地の遺骨の取扱や今後の遺骨収集の実施等に関し、各地方政府等との調整も含めて、引き続き、相手国政府等との協議を進める。 ・カザフスタンについては、令和6年5月に実施した現地調査等の結果を基に、令和6年8月～10月にかけて、遺骨収集を実施予定。

各地域の取組状況 ②

地域	統計・実績 (令和6年7月末日時点)	現状・課題 (令和6年7月末日時点)	今後の予定 (令和6年7月末日時点)
モンゴル	(モンゴル抑留中死亡者) ・戦没者概数 2,000人 ・収容遺骨概数 1,800柱 ・未収容遺骨概数 200柱 ※ノモンハン地域の戦没者遺骨は、抑留中死亡者と区別して、中国東北部（ノモンハンを含む）における遺骨収容として整理している。	・一部の埋葬地を除き概了。	・今後は確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、埋葬地調査の実施を検討する。

【戦没者の遺骨収集を推進するために現地政府等との協議等が必要な地域】

地域	統計・実績 (令和6年7月末日時点)	現状・課題 (令和6年7月末日時点)	今後の予定 (令和6年7月末日時点)
ウズベキスタン (旧ソ連地域)	・戦没者数 812人 ・収容遺骨数 0柱 ・未収容遺骨数 812柱 (旧ソ連地域の統計・実績に含む)	・ウズベキスタン国内に13か所の埋葬地情報を保有しているが、宗教上の理由により、ウズベキスタン国内での遺骨収集の許可が得られない状況。 ・令和元年12月、ウズベキスタン大統領の訪日の際の首脳会談において、両国民の気持ちを踏まえた遺骨に関する実務的な協議を行うことで一致したことを受け、これまでにロシア側より資料提供のあった13の埋葬地のうち、未整備と思われる2埋葬地についての現地調査を実施できるよう協議を開始。 ・令和4年5月、外相の訪ウズベキスタン時に再度申し入れ。 ・令和6年6月、埋葬地調査の実施等に関して、在ウズベキスタン日本大使館、ウズベキスタン外務省及び内務省の三者協議が行われた。	・引き続き、外務省とも連携し、現地調査を実施できるよう協議を行う。

各地域の取組状況 ③

2 南方等戦闘地域の遺骨

地域	統計・実績 (令和6年7月末日時点)	現状・課題 (令和6年7月末日時点)	今後の予定 (令和6年7月末日時点)
沖縄	・戦没者数 188,136人 ・収容遺骨数 187,643柱 ・未収容遺骨数 493柱	・地表で発見された遺骨の収容・情報収集は沖縄県へ委託して実施。 ・重機による掘削等が必要な大規模な遺骨収集は厚生労働省が実施。 ・沖縄県と戦没者遺骨収集情報センターが民間団体等と協力の上、令和5年度は糸満市や浦添市等から60柱の遺骨を収容した。 ・厚生労働省は、令和5年1月に沖縄県から要請のあった、豊見城市にある旧海軍司令部壕及び伊江村の埋没壕について、令和5年3月に現地調査を実施し、令和5年10～11月に伊江村の埋没壕の試掘調査を実施した。	・引き続き、沖縄県及び同県が設置した戦没者遺骨収集情報センターと連携して、県民等からの情報や保有している情報等について現地調査及び遺骨収集を実施する。 ・旧海軍司令部壕の遺骨収集を今年度の実施予定。
硫黄島	・戦没者概数 21,900人 ・収容遺骨概数 10,680柱 ・未収容遺骨概数 11,220柱	・関係省庁会議で決定された「平成26年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針」に基づき、計画的に掘削・遺骨収容を実施。 ・令和5年度は66柱を収容。 - 第1回遺骨収集団 17柱 - 第2回遺骨収集団 22柱 - 第3回遺骨収集団（中止） - 第4回遺骨収集団 27柱 ※第3回遺骨収集は硫黄島沖の噴火の影響のため、事業実施が困難と判断し中止とした。 ・令和6年7月に実施を予定していた第1回遺骨収集は、渇水の影響により中止とした。	・令和6年度は左記の「取組方針」に基づき令和6年4月24日に決定された「令和6年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還の実施計画」に定めるとおり、 1. 滑走路地区等の掘削・遺骨収容の実施 2. 外周道路外側の面的調査・遺骨収容より確認された壕等からの遺骨収容の実施 3. 滑走路地区周辺以外の地下壕探査の実施を行う。 ・令和6年6月から令和7年3月の間、調査を計15回実施予定。 ・令和6年9月、11月及び令和7年1月に遺骨収集を計3回実施予定。

各地域の取組状況 ④

地域	統計・実績 (令和6年7月末日時点)	現状・課題 (令和6年7月末日時点)	今後の予定 (令和6年7月末日時点)
ギルバート諸島 ・マキン ・タラワ	・戦没者概数 5,500人 ・収容遺骨概数 250柱 ・未収容遺骨概数 5,250柱	・タラワ環礁で米国側が収集した戦没者遺骨（アジア系）が、現在米国国防総省捕虜・行方不明者調査局（以下、「DPAA」と記載）管理下にある。 ・DPAA管理下にある遺骨については、令和元年度に検体採取の派遣を2回実施し、DNA鑑定用の検体（162検体）を送還した。 ・DPAA管理下にある遺骨の検体採取のため、DPAAへの派遣を2回実施し、DNA鑑定用の検体（令和5年5月:406検体、令和6年1月:2検体）を送還した。 ・令和5年8～9月にマキン環礁で現地調査を実施した。	・現地調査による遺骨情報の収集に取り組み、遺骨収集を実施する。 ・令和6年8～9月にマキン環礁で現地調査を実施予定。
パラオ諸島 ・ペリリュー ・アンガウル	・戦没者概数 16,200人 ・収容遺骨概数 9,210柱 ・未収容遺骨概数 6,990柱	・遺骨情報に基づく現地調査及び今後の円滑な遺骨収集事業再開のため、政府及び州政府関係者との協議を行い、覚書を遺骨収集の抜本の見直しに則したものに改訂（検体送還の規定も追加）し、令和4年5月覚書に署名した。 ・ペリリュー島については、埋没戦車、集団埋葬地等、複数の遺骨情報を保有。 ・アンガウル島については、集団埋葬地の遺骨情報を保有。 ・令和4年5、7、9月及び令和5年2月に現地調査を実施。令和4年11～12月にかけて遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体（74柱相当）を送還した。 ・令和5年5～6月、7月、10月に現地調査を実施。令和5年11～12月に遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体（122柱相当）を送還した。 ・令和6年5月にペリリュー島、令和6年7月にアンガウル島で現地調査を実施した。	・令和6年5月のペリリュー島現地調査で集団埋葬地と思われる場所で遺骨を確認。今後の調査でさらに遺骨が確認された場合は、集団埋葬地と判断し、遺骨収集を加速させていく。 ・令和6年9月にペリリュー島、令和7年2月にアンガウル島で現地調査を実施予定。 ・令和6年12月にペリリュー島、アンガウル島で遺骨収集を実施予定。
トラック諸島	(トラック諸島) ・戦没者概数 5,900人 ・収容遺骨概数 4,100柱 ・未収容遺骨概数 1,800柱 (ウォーレイアイ（メレヨン）環礁) ・戦没者概数 4,900人 ・収容遺骨概数 3,050柱 ・未収容遺骨概数 1,850柱	・水曜島（チューク州トル島）で1か所の埋葬地情報を保有、現在同国政府を通じて地権者と現地調査について調整中。 ・令和5年10月に沈没艦船「神国丸」、「清澄丸」の現地調査・遺骨収集を実施し、「神国丸」からDNA鑑定用の検体（4柱相当）を送還した。「清澄丸」の検体は現地に保管していたが、令和6年2～3月に検体（2柱相当）を送還した。 ・令和6年2月にウォーレイアイ（メレヨン）環礁で現地調査を実施。 ・令和6年6月に沈没艦船「愛国丸」、「清澄丸」の現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体（愛国丸16柱相当、清澄丸1柱相当）を送還した。	・水曜島については地権者との合意が必要。

各地域の取組状況 ⑤

地域	統計・実績 (令和6年7月末日時点)	現状・課題 (令和6年7月末日時点)	今後の予定 (令和6年7月末日時点)
フィリピン	・戦没者概数 518,000人 ・収容遺骨概数 148,530柱 ・未収容遺骨概数 369,470柱	<協力覚書締結後の遺骨収集事業> ・フィリピンにおける戦没者の遺骨収集を再開するため、平成30年5月に厚生労働省とフィリピン政府との間で遺骨収集に係る協力覚書を締結。同年10月に現地調査・遺骨収集を実施し、協力覚書に基づき、収容時の形質鑑定等により日本人の遺骨である蓋然性が高い検体（8検体）を採取し日本に持ち帰り、科学的な鑑定を行っている（検体以外の部位はフィリピン国立博物館に保管）。 ・令和5年11月に現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の3柱相当の検体を送還した。 ・令和6年7月から8月にかけて現地調査・遺骨収集を実施中。 <日本送還済みの遺骨への対応> ・令和元年11月に、過去に収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘を「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」で受けたことを公表。 <フィリピン国内保管遺骨への対応> ・協力覚書以前に収容され、フィリピン国内に保管中の遺骨（事業中断までにNPO法人が同国内で集めていた所属集団が不明な遺骨で、現在、フィリピン大学で保管）については、平成28年12月より現地に遺骨鑑定人を派遣し、全ての遺骨について遺骨の総数、部位の種別等の状況を把握するため、フィリピン側の協力を得て遺骨の形質の確認作業を実施している（令和5年度は8月、11月、2月に実施した。）。	<協力覚書締結後の遺骨収集事業> ・継続して事業が実施できるようフィリピン政府と協議を進める。 <日本送還済みの遺骨への対応> ・DNA鑑定等により所属集団を判定のうえ、その結果を踏まえてフィリピン政府と遺骨の取扱いについて協議を進める。 <フィリピン国内保管遺骨への対応> ・引き続き形質の確認作業を実施し、その結果を踏まえてフィリピン政府と遺骨の取扱いについて協議を進める。

各地域の取組状況 ⑥

地域	統計・実績 (令和6年7月末日時点)	現状・課題 (令和6年7月末日時点)	今後の予定 (令和6年7月末日時点)
ベトナム・ラオス・カンボジア	・戦没者概数 12,400人 ・収容遺骨概数 6,900柱 ・未収容遺骨概数 5,500柱	・(ベトナム) 保有情報あり(2件、精査中)。(その他地域) 保有情報なし。 ・ベトナム 平成15年度に3柱を受領。 令和6年7月に、ベトナムで現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体(7柱相当)を送還した。	・情報精査の結果を踏まえ、今後の現地調査の実施を検討する。
タイ・マレーシア・シンガポール	・戦没者概数 21,000人 ・収容遺骨概数 20,200柱 ・未収容遺骨概数 800柱	・(タイ) 保有情報あり(2件、精査中)。(その他地域) 保有情報なし。 ・各地域での政府派遣による遺骨収集の実績は次のとおり。 ①タイ 昭和52年度から平成16年度まで12回実施し、1,980柱を収容。 ②マレーシア 昭和29年度に28柱、昭和47年度に29柱を収容。 ③シンガポール 昭和29年度に134柱を収容。	(タイ) ・現地調査の実施に向けて、情報の精査を行うとともに、関係機関と調整中。 (マレーシア、シンガポール) ・各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査の実施を検討する。
ミャンマー	・戦没者概数 137,000人 ・収容遺骨概数 91,460柱 ・未収容遺骨概数 45,540柱	・令和元年度に現地調査を実施して以降、新型コロナウイルス感染症の影響やミャンマー情勢の悪化により事業が実施できていなかったが、外務省や在外公館と再開の可否について慎重に検討を行ったうえ、令和5年10月に職員を現地に派遣し、現地関係機関と事業再開に向けた協議を実施。令和6年1月及び6月に現地調査を実施した。 ・また、令和元年12月に過去に収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘を「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において受けたことを公表。	・現地情勢を考慮の上、段階的に事業を進める。 ・公表した遺骨に関する所属集団の判定結果を踏まえて、ミャンマー側と遺骨の取扱いについて協議を進める。
インド	・戦没者概数 30,000人 ・収容遺骨概数 19,960柱 ・未収容遺骨概数 10,040柱	・令和4年4月及び9月に現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の7柱相当の検体を送還した。 ・令和5年10月及び令和6年2～3月に現地情勢を考慮のうえ、暴動が発生したマニプール州を除き、ナガランド州のみで現地調査を実施した。 ・令和5年10月の派遣において、インド外務省より、「インド文化省人類学調査局とDPAAが遺骨の保管と取り扱いに関する文書を取り交わしている、日本とも同様の文書の取り交わしが必要」との意向が示された。文書の取り交わしに向け、令和6年6月に職員を派遣し、協議を行った。	・現地情勢や、文書の取り交わしの状況も踏まえ、段階的に事業を進める。

各地域の取組状況 ⑦

地域	統計・実績 (令和6年7月末日時点)	現状課題 (令和6年7月末日時点)	今後の予定 (令和6年7月末日時点)
バングラデシュ	保有している統計なし	・英連邦戦没者委員会（以下「CWGC」と記載）が管理する墓地に、現地の捕虜収容所で死亡した旧日本兵が埋葬されているとの情報（2か所）を保有。 ・平成28年7月のダッカ襲撃テロ事件以降、治安状況の悪化により、派遣を見合わせていた。 ・令和4年度に遺骨収集の実施を予定していたが、同墓地を管理するCWGCより、遺骨収集に係る詳細な実施計画の作成を求められた。 ・令和5年8月にCWGCに提出する遺骨収集実施計画作成のための現地調査を実施した。 ・令和5年12月に外務省を通じてCWGCに遺骨収集実施計画案を送付した。 ・令和6年4月、外務省を通じて遺骨収集実施の許可取得を依頼したところ、7月末にバングラデシュ政府からの許可が得られた。	・バングラデシュ政府からの許可が得られたことから、11月にも予定している遺骨収集に向けてCWGC及びバングラデシュ政府等との調整を本格的に進める。
北ボルネオ	・戦没者概数 12,000人 ・収容遺骨概数 6,910柱 ・未収容遺骨概数 5,090柱	・海外資料調査により取得した情報（9件）を保有。（確度が高くない） ・これまでに昭和31年度から昭和58年度まで4回実施し、1,585柱を収容し送還。	・各国の国立公文書館等における資料調査による情報及び確度の高い遺骨に関する情報を精査した上で、現地調査を実施予定。
インドネシア (西イリアン (西部ニューギニア等)を含む)	・戦没者概数 84,400人 ・収容遺骨概数 44,460柱 ・未収容遺骨概数 39,940柱	・インドネシア（パプア州・西パプア州）における戦没者の遺骨収集実施のため令和元年6月、協定への署名が行われた（協定の効力は3年間）。令和4年6月、交換公文にて協定延長（新たに3年間）の署名が行われた。 ・令和6年2月に、形質鑑定等の結果、日本人戦没者の蓋然性が高いと判定された遺骨をインドネシア政府の研究機関でDNA解析を行うこと、また、そのための合意書の取り交わしについて、インドネシアの関係機関と協議を行った。 ※両国間の協定に基づき、インドネシア政府の研究機関においてDNA解析を行い、その解析データを踏まえて厚生労働省において日本人戦没者と判定された場合に、火葬のうえ日本へ御遺骨を送還する。 ・令和6年5～6月に、現地調査・遺骨収集派遣を実施し、日本人戦没者の蓋然性が高い9柱を収容し、DNA抽出・解析のためジャカルタのインドネシア政府機関へ移送した。 ・令和6年7月から8月にかけて現地調査・遺骨収集を実施中。	・継続して事業が実施できるようインドネシア政府と協議を進める。

各地域の取組状況 ⑧

地域、	統計・実績 (令和6年7月末日時点)	現状・課題 (令和6年7月末日時点)	今後の予定 (令和6年7月末日時点)
東部ニューギニア	・戦没者概数 127,600人 ・収容遺骨概数 51,420人 ・未収容遺骨概数 76,180柱	・令和4年3月にパプアニューギニア国立博物館とオンラインによる会議を開催し、日本側の新たな遺骨収容・鑑定プロセスや今後の派遣予定等の説明を行い、了承を得た。 ・令和4年7月及び10月に現地調査を実施した。 ・所属集団判定会議で判定不可となった10柱について令和5年1月パプアニューギニアに通報済。 ・令和5年1～2月に現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の23柱相当の検体を送還した。また、3月に現地調査を実施した。 ・令和5年5月、11月、令和6年2月、3月に現地調査を実施した。 ・令和5年6～7月、9月に現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体（6～7月に3柱相当、9月に23柱相当）を送還した。 ・DPAA管理下にある遺骨の検体採取のため、DPAAへの派遣を令和6年1月に実施し、DNA鑑定用の検体（2検体）を送還した。 ・令和6年5月に現地調査を実施した。	・令和6年8～9月及び11月に現地調査・遺骨収集を実施予定。 ・令和6年11～12月に現地調査を実施予定。 ・令和7年2月に遺骨収集を実施予定。
ビスマーク・ソロモン諸島 ・ブーゲンビル島 ・ガダルカナル島	・戦没者概数 118,700人 ・収容遺骨概数 60,950柱 ・未収容遺骨概数 57,750柱	・令和5年6月にガダルカナル島で現地調査を実施した。 ・令和5年7～8月にガダルカナル島で現地調査・遺骨収集を実施し、形質鑑定を行った遺骨から採取したDNA鑑定用の検体（135柱相当）を防衛省の協力のもと、ガダルカナル島ホニアラ港にて海上自衛隊護衛艦「しらぬい」へ引き渡し、本邦に送還した（海上自衛隊横須賀基地で遺骨を受領）。 ・令和5年10月にブーゲンビル島で現地調査を実施した。 ・DPAA管理下にある遺骨（ガダルカナル島）の検体採取のため、DPAAへの派遣を令和6年1月に実施し、DNA鑑定用の検体（94検体）を送還した。 ・令和6年2～3月にニュージーランド国内の戦争博物館が所蔵している遺骨（ガダルカナル島で収容との情報）について、DNA鑑定用の検体（1柱相当）を送還した。 ・令和6年3月にガダルカナル島で遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体（51柱相当）を送還した。 ・令和6年6～7月にブーゲンビル島で現地調査を実施した。	・令和6年8～9月、9～10月、令和7年1～2月に現地調査を実施予定。 ・令和6年12月、令和7年2～3月に遺骨収集を実施予定。 ・令和6年度にニュージーランド国内の戦争博物館が所蔵している遺骨（令和5年度の派遣で形質鑑定済）について許可が得られ次第、検体送還予定。 ・令和6年度にオーストラリアの南オーストラリア博物館に保管されている遺骨（ソロモン諸島など）が日本人戦没者である可能性が高いため、関係機関と令和7年2月に検体送還予定で調整中。

各地域の取組状況 ⑨

地域	統計・実績 (令和6年7月末日時点)	現状・課題 (令和6年7月末日時点)	今後の予定 (令和6年7月末日時点)
樺太・千島	・戦没者概数 24,400人 ・収容遺骨概数 1,810柱 ・未収容遺骨概数 22,590柱 ※ いずれもアリューシャン列島の戦没者を含む。	・近年はロシア側が50度線の旧国境付近や占守島で収容した日本人戦没者の遺骨を受領。 ・令和元年11月にロシア側の調査団により収集された遺骨のうち、日本人の遺骨である蓋然性が現地で確認された7柱を送還。（検体は通関手続上の技術的問題により現地に保管中。） ・日本人の蓋然性が現地で確認できなかった遺骨については、送還することができなかったため、現地に一時的に保管されている。	・日本人戦没者遺骨の引渡連絡がロシア側からあった場合は速やかに遺骨を受領する。 ・渡航が可能となった段階で現地派遣を開始できるよう、外務省や在外公館を通じて相手国関係機関と調整する。
韓国	・戦没者概数 18,900人 ・収容遺骨概数 12,400柱 ・未収容遺骨概数 6,500柱	・保有情報なし。 ・昭和45年度から平成28年度まで5回実施し、433柱を収容。	・確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査の実施を検討する。

各地域の取組状況 ⑩

【戦没者の遺骨収集を推進するために現地政府等との協議等が必要な地域】

地域	統計・実績 (令和6年7月末日時点)	現状・課題 (令和6年7月末日時点)	今後の予定 (令和6年7月末日時点)
中国本土、中国東北部 (ノモンハンを含む)	(中国本土) ・戦没者概数 465,700人 ・収容遺骨概数 438,470柱 ・未収容遺骨概数 27,230柱 (中国東北部) ※ノモンハンを含む ・戦没者概数 245,400人 ・収容遺骨概数 39,330柱 ・未収容遺骨概数 206,070柱	(中国本土及び東北部) ・在外公館及び民間団体等から寄せられた情報(13件)を保有。 ・中国国内の国民感情を理由に、遺骨収容は実施できていない。 (ノモンハン<モンゴル側>) ・平成16年度から平成28年度までに遺骨収集を11回実施し、合計284柱の遺骨を送還。 ・ハルハ河戦勝博物館長より遺骨情報の提供があったことから、令和5年7～8月にかけて現地調査・遺骨収集を実施し、21柱相当の検体を送還した。 ・遺骨情報に基づき、令和6年6月～7月に現地調査・遺骨収集を実施し21柱相当の検体を送還した。	(中国本土及び東北部) ・引き続き、外務省と連携し、機会を捉えて遺骨収容の実施に向けて働きかける。 (ノモンハン<モンゴル側>) ・引き続き遺骨情報に基づき、現地調査及び遺骨収集を実施する。
マーシャル諸島 ・クエゼリン島 (米軍基地内) ・ウォッゼ島	・戦没者概数 19,200人 ・収容遺骨概数 3,000柱 ・未収容遺骨概数 16,200柱	・在外公館から提供されたウォッゼ島の遺骨情報に基づき、ウォッゼ島を中心に遺骨収集を実施。 ・クエゼリン島での集団埋葬地に関しては、DPAAに情報提供を求めているところ。同島(米軍基地)の立ち入り及び調査に係る米国側の許可取得が必要。 ・令和5年7月にウォッゼ島で現地調査を実施した。 ・令和5年10月にウォッゼ島で現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体(21柱相当)を送還した。 ・DPAA管理下にある遺骨(クエゼリン島)の検体採取のため、DPAAへの派遣を令和6年1月に実施し、DNA鑑定用の検体(5検体)を送還した。	・クエゼリン島については、米軍基地内の遺骨埋葬場所が絞り込めた場合は、米国側と基地内での調査実施に向けた協議を行う。 ・令和6年10月にウォッゼ島で現地調査・遺骨収集を実施予定。

各地域の取組状況 ⑪

地域	統計・実績 (令和6年7月末日時点)	現状・課題 (令和6年7月末日時点)	今後の予定 (令和6年7月末日時点)
マリアナ諸島 ・グアム ・サイパン ・テニアン	(グアム島) ・戦没者概数 20,000人 ・収容遺骨概数 520柱 ・未収容遺骨概数 19,480柱 (サイパン島) ・戦没者概数 55,300人 ・収容遺骨概数 29,230柱 ・未収容遺骨概数 26,070柱 (テニアン島) ・戦没者概数 15,500人 ・収容遺骨概数 10,510柱 ・未収容遺骨概数 4,990柱	・令和3年8月に、サイパン歴史保存局とオンライン会議を開催し、日本側の新たな遺骨収容・鑑定プロセスや今後の派遣予定等の説明を行い、了承を得た。 ・令和4年度は、サイパン、テニアン、グアムにおいて、8回現地調査を実施した。 ・令和5年5月、9月、令和6年2～3月にテニアン、令和5年7月にグアム、令和5年8～9月、10～11月、令和6年1～2月にサイパンで、それぞれ現地調査を実施した。 ・令和6年5月にサイパンで現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体(369柱相当)を送還した。 ・令和6年7月にグアムで現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体(12柱相当)を送還した。	・令和6年8～9月、令和7年2～3月にテニアンで現地調査を実施予定。 ・令和6年10～11月にサイパンで遺骨収集を実施予定。
アリューシャン列島 (アッツ島)	・戦没者概数 2,600人 ・収容遺骨数 320柱 ・未収容遺骨概数 2,280柱	・平成21年に遺骨収集を実施することで米国側と調整を進めていたところ、米国側より遺骨収集実施にあたり道路等のインフラ整備をしなければならず、そのための環境影響評価が必要であるとの回答があった。 ・加えて、厳しい気象条件(極寒地、濃霧等天候不順)、地理的条件(宿泊場所、人員、食事等の確保など)への対応が必要であるため、遺骨収集を行うための環境整備には数年を要する。 ・遺骨収集事業実施に向け、米国側(アラスカ陸軍工兵隊及び内務省魚・野生生物局等)と調整を行ってきた中、令和5年12月に、在日本米国大使館を通じて、陸軍工兵隊から遺骨収集事業実施に係る協力覚書案が提示された。現在日米双方で内容を精査中。 ・また、内務省魚・野生生物局の協力を得て令和6年8月にアッツ島の現状把握のための現地調査を実施すべく、調整を行っている。	・令和6年8月の調査実施及び陸軍工兵隊との協力覚書の取り交わしに向け、外務省等関係機関と連携し、米国側と協議を継続していく。

各地域の取組状況 ⑫

地域	統計・実績 (令和6年7月末日時点)	現状・課題 (令和6年7月末日時点)	今後の予定 (令和6年7月末日時点)
台湾	・戦没者概数 41,900人 ・収容遺骨概数 26,300柱 ・未収容遺骨概数 15,600柱 ※戦没者概数は、海没者約22,000人（韓国約6,500人、台湾約15,500人）を含む。	・保有情報あり（4件、精査中）。 ・国交未樹立のため、政府派遣による収集は実施されていない。 ・昭和50年度に交流協会に委託し242柱を収容。	・確度の高い遺骨に関する情報が得られた場合は、現地調査の実施を検討する。
北朝鮮	・戦没者概数 34,600人 ・収容遺骨概数 13,000柱 ・未収容遺骨概数 21,600柱	・平成26年5月、日朝政府間協議において、北朝鮮側が、日本人遺骨問題を含む全ての日本人に関する調査を包括的かつ全面的に実施することに合意（いわゆるストックホルム合意）。北朝鮮側は、調査機関として特別調査委員会を設置。 ・平成28年2月10日、国家安全保障会議が我が国独自の対北朝鮮措置を決定し、これを受け北朝鮮側は、同年2月12日に日本人問題の調査を全面的に中止し、特別調査委員会を解体すると発表。	・ストックホルム合意に基づき、今後とも、外務省等関係省庁と連携しながら適切に対応する。

各地域の取組状況 ⑬

地域	統計・実績 (令和6年7月末日時点)	現状・課題 (令和6年7月末日時点)	今後の予定 (令和6年7月末日時点)
地域不明 ※地域不明区分の遺骨については、在外公館で受領した遺骨で、戦没地の情報がないことにより地域を特定できないもの。	収容遺骨数 17柱	・これまで、日本の在外公館から寄せられた遺骨情報（今次大戦における交戦国の兵士が戦中・戦後に持ち帰った遺骨）に係る調査及び遺骨受領派遣を行っている。 ・令和3年11月から12月にかけて、米国に職員を派遣し、在外公館が保管している日本人戦没者と思われる遺骨について、関係者から取得の経緯等の聴き取りとともに形質鑑定を実施した。その結果、日本人戦没者である蓋然性が高いと判定した遺骨のDNA鑑定用の検体（2柱相当）を送還、令和5年3月の所属集団判定会議で審議した結果、日本人の遺骨であると判定された。 ・令和6年3月に米国に職員を派遣し、同国の警察等が保管している遺骨について、DNA鑑定用の検体（4柱相当）を送還した。	・その他、外務省等関係機関と連携し、新たな遺骨情報が得られた場合には、米国・豪州等に派遣団を送り調査等を行う。
その他 海外資料調査	埋葬地点推定情報：1,829件	・平成29年度までに各国の国立公文書館等における資料調査は概了。 ・令和4年度に、米国海軍設営隊資料館が保管する機密指定が解除された日本人戦没者の埋葬地点等に関連する文書（4,486ファイル合計86,942枚）を調査し、日本人戦没者の埋葬地点等と思われる記載がある84枚の資料を取得した。 ・同館で取得した全ての資料を精査・分析した結果、令和5年7月にマーシャル諸島クエゼリン島の日本人墓地に関する位置情報（1件）が得られた。 ・その他、これまでに取得した資料を精査・分析した結果、令和5年6月にフィリピン（1件）及び西イリアン（2件）の情報が得られた。 ・これら情報については、今後の現地調査に活用することとしている。	・米国、英国、豪州及びニュージーランドの各国立公文書館に対し、前回の調査後、機密指定解除となった日本人戦没者の埋葬等に関連する文書がないか確認を行ったところ、各館から該当文書は無い旨回答あり。 ・各国から有効な情報が得られた場合は、現地に職員等を派遣し、保管資料について調査を実施する。

保有する遺骨及び埋葬地情報の推移について

集中実施期間における現地調査

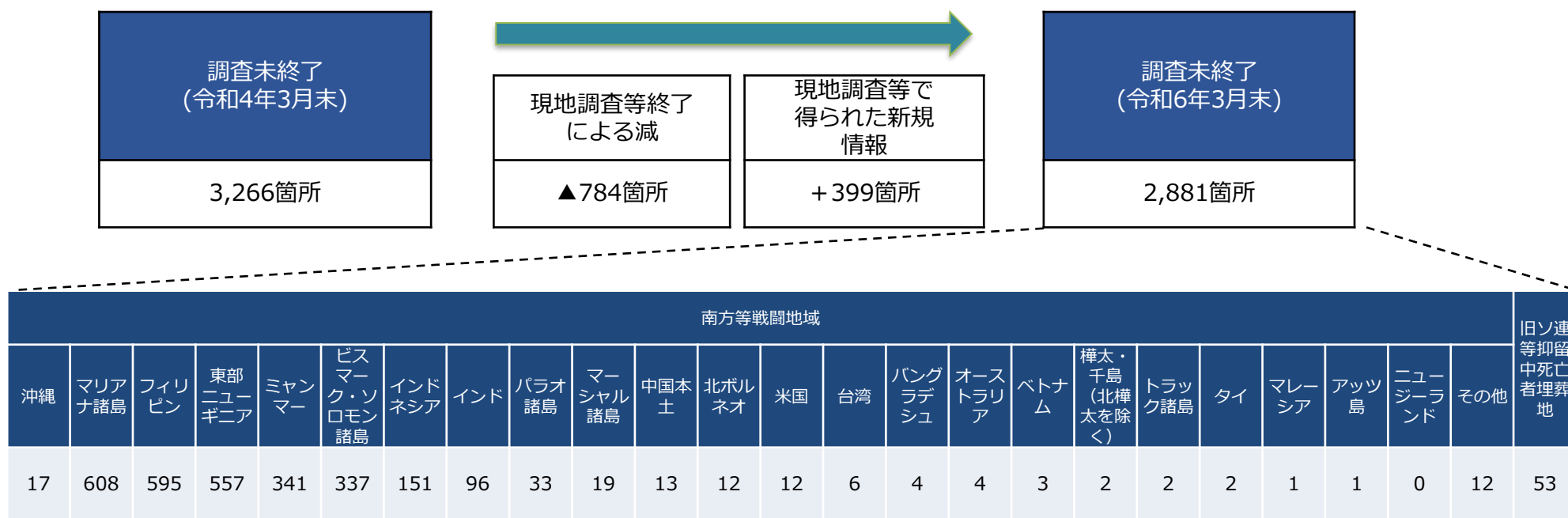
(参考)「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画・(2)集中実施期間」より抜粋

(中略)今般の集中実施期間の延長を踏まえ、政府は、**これらの情報収集等により得られた埋葬地と思われる地点が推定できる場所のうち国内外の情勢等の影響により調査を実施できていない約3,300か所(令和4年3月末時点)の情報及び新規に取得が見込まれる情報**に関し、**令和11年度までに、遺骨の有無の確認に関する現地調査を実施**するものとする。その上で、相手国政府等の協力を得ながら、我が国の戦没者の遺骨であることを確認し、その結果を踏まえて集中実施期間に一柱でも多くの戦没者の遺骨収集を実施するものとする。

(※)「現地調査」は指定法人へ委託。指定法人は、各地域毎に現地事情に精通した民間団体の協力を得て実施。

(※)指定法人は、(一社)日本戦没者遺骨収集推進協会。

保有情報の推移



※情報の精査により、数値に変動が生じる可能性がある。

令和6年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画

令和6年3月
厚生労働省

「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」（令和5年7月28日閣議決定）に基づき、令和6年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画を以下のとおり定める。

1. 南方等戦闘地域

【現地調査】

- ギルバート諸島1班、パラオ諸島4班、トラック諸島1班、フィリピン5班、タイ1班、ミャンマー4班、インド2班、バングラデシュ1班、北ボルネオ1班、インドネシア1班、東部ニューギニア5班、ビスマーク・ソロモン諸島4班、樺太・千島（北樺太を除く）1班、モンゴル（ノモンハン）1班、マーシャル諸島1班、マリアナ諸島6班、アッツ島1班の現地調査団を派遣し、海外資料調査により埋葬地と推定される地点及び戦友等から提供された情報に基づく埋葬地と推定される地点の現地調査を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	実施地域詳細	派遣日程（予定）
ギルバート諸島	マキン環礁	令和6年8月上旬～令和7年3月下旬
パラオ諸島	ペリリュー島	令和6年5月中旬～5月下旬
	アンガウル島	7月中旬～7月下旬
	ペリリュー島	9月上旬～9月下旬
	アンガウル島	令和7年2月上旬～2月下旬
トラック諸島	チューク環礁（沈没艦船）	令和6年6月上旬～令和7年3月下旬
フィリピン	ルソン島	令和6年7月下旬～8月上旬
	ルソン島	9月中旬～9月下旬
	レイテ島	10月下旬～11月上旬

	ルソン島	令和7年 2月中旬	～	2月下旬
	ルソン島	3月中旬	～	3月下旬
タイ	メーホンソン県、カンチャナブリー県	令和6年 10月中旬	～	令和7年 3月下旬
ミャンマー	バゴー地域	令和6年 5月中旬	～	5月下旬
		10月中旬	～	10月下旬
		12月上旬	～	12月中旬
		令和7年 1月下旬	～	2月上旬
インド	ナガランド州（、※マニプール州） ※州内情勢を注視しつつ実施が可能な場合	令和6年 9月上旬	～	9月中旬
		11月上旬	～	11月下旬
バングラデシュ	クミッタ県、チッタゴン県	令和6年 4月中旬	～	令和7年 3月下旬
北ボルネオ	サバ州	令和6年 9月下旬	～	令和7年 3月下旬
インドネシア	パプア州、モロタイ島	令和7年 2月上旬	～	2月中旬
東部ニューギニア	東セピック州、マダン州、オロ州	令和6年 5月中旬	～	5月下旬
	モロベ州	7月上旬	～	7月中旬
	東セピック州、サンダウン州	8月下旬	～	9月中旬
	マダン州	11月上旬	～	11月中旬
	オロ州、ミルンベイ州	11月下旬	～	12月中旬
ビスマーク・ソロモン諸島	ニューブリテン島、ブーゲンビル島	令和6年 5月下旬	～	6月上旬
	ガダルカナル島、ニュージョージア島	7月下旬	～	8月上旬
	ブーゲンビル島	9月下旬	～	10月上旬
	ニューブリテン島	令和7年	～	2月上旬

		1月中旬
樺太・千島 (北樺太を除く)	※情勢等を注視しつつ実施が 可能な場合	令和6年 6月下旬 ~ 11月下旬
モンゴル(ノモン ハン)	ドルノド県	令和6年 5月下旬 ~ 8月下旬
マーシャル諸島	ウォッツェ環礁	令和6年 10月上旬 ~ 令和7年 3月下旬
マリアナ諸島	サイパン島	令和6年 5月中旬 ~ 5月下旬
	パガン島	6月下旬 ~ 7月中旬
	グアム島	7月上旬 ~ 7月中旬
	サイパン島	8月下旬 ~ 9月上旬
	テニアン島	9月中旬 ~ 9月下旬
	テニアン島	令和7年 2月下旬 ~ 3月上旬
アッツ島	米国政府により承認された計 画に基づき現地調査を実施す る	米国政府承認後に策定

※ 1派遣当たり概ね5名程度で構成。

※ 派遣に当たっては、派遣時の地域の状況等を踏まえ、実施を判断。

【遺骨収集】

- 既に所在を把握している埋葬地に加え、上記現地調査の結果を踏まえつつ、ギルバート諸島1班、パラオ諸島1班、トラック諸島1班、フィリピン2班、ミャンマー1班、インド1班、バングラデシュ1班、インドネシア3班、東部ニューギニア1班、ビスマーク・ソロモン諸島2班、バヌアツ1班、樺太・千島(北樺太を除く)1班、モンゴル(ノモンハン)1班、マーシャル諸島1班、マリアナ諸島1班、その他地域1班の遺骨収集団を派遣し、遺骨収集を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	実施地域詳細	派遣日程(予定)
ギルバート諸島	マキン環礁	令和6年 8月上旬 ~ 令和7年 3月下旬
パラオ諸島	ペリリュウ島、アンガウル島 等	令和6年 12月上旬 ~ 12月中旬

トラック諸島	チューク環礁（沈没艦船）	令和6年 6月上旬	～	令和7年 3月下旬
フィリピン	ルソン島	令和6年 11月上旬	～	12月下旬
		令和7年 1月上旬	～	3月下旬
ミャンマー	バゴー地域	令和6年 5月中旬	～	令和7年 3月下旬
インド	ナガランド州	令和7年 2月中旬	～	3月上旬
バングラデシュ	クミッタ県	令和6年 11月中旬	～	令和7年 3月下旬
インドネシア	パプア州	令和6年 5月下旬	～	6月上旬
		8月上旬	～	8月中旬
		11月上旬	～	11月中旬
東部ニューギニア	モロベ州、マダン州、東セピ ック州、サンダウン州、オロ 州、ミルンベイ州	令和7年 2月中旬	～	2月下旬
ビスマーク・ソロ モン諸島	ガダルカナル島、ニュージョ ーシア島	令和6年 12月上旬	～	12月下旬
	ブーゲンビル島	令和7年 2月下旬	～	3月上旬
バヌアツ	ニューヘブリデス諸島	令和6年 9月上旬	～	令和7年 3月下旬
樺太・千島 （北樺太を除く）	※情勢等を注視しつつ実施が 可能な場合	令和6年 6月下旬	～	11月下旬
モンゴル（ノモン ハン）	ドルノド県	令和6年 5月下旬	～	8月下旬
マーシャル諸島	ウォッツェ環礁	令和6年 10月上旬	～	令和7年 3月下旬
マリアナ諸島	サイパン島	令和6年 10月中旬	～	11月上旬
その他中部太平洋 地域	ミクロネシア連邦ヤップ州 ウルシー環礁	令和6年 9月上旬	～	令和7年 3月下旬

※ 1派遣当たり概ね10名程度で構成。

※ 派遣に当たっては、派遣時の地域の状況等を踏まえ、実施を判断。

- 現地調査を実施するに当たり相手国等との協議や調整を要する場所については、外務省と随時情報共有し、各地域の課題を整理し、協力して計画的に進める。
- なお、沖縄については、沖縄県に現地調査及び遺骨収集を委託して実施する。また、厚生労働省は大規模壕等であって沖縄県が実施することが困難な場合に現地調査及び遺骨収集を実施する。
- 調査及び収集に当たっては、予算及び人員を最大限に活用し、可能な限り迅速に進める。

2. 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地

【遺骨収集】

- 既に所在を把握している埋葬地について、遺骨収集団を2班派遣し、遺骨収集を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	実施地域詳細	派遣日程（予定）
カザフスタン	東カザフスタン州	令和6年7月下旬 ～ 8月中旬
	トウルケスタン州	9月下旬 ～ 10月上旬

※ 1派遣当たり概ね10名程度で構成。

※ 派遣に当たっては、派遣時の地域の状況等を踏まえ、実施を判断。

- 名簿はあるが場所が不明な旧ソ連等抑留中死亡者の埋葬地については、外務省と協力し、様々な機会を通じて情報を取得できるよう取組を進める。
- 調査及び収集に当たっては、予算及び人員を最大限に活用し、可能な限り迅速に進める。

3. 情報のない未収容の遺骨

- 今次の大戦の交戦国が保有する情報については、概ね平成29年度までに資料を取得しているが、機密指定されているため取得できていない情報に係る機密指定解除に向けた働きかけ等により、新たに調査が可能になった資料や、現地調査の結果等により追加の調査が必要になった資料について、外務省と協力し、取得及び調査・分析を進める。
- 旧ソ連等抑留中死亡者に関する情報の提供については、ロシア連邦政府及び同国地方政府に対して、申入れを行ってきたが、引き続き、これまでに提供されていない旧ソ連等抑留中死亡者に関する情報を取得できるよう、外務省と協力し、様々な機会を通じて取組を進める。

- 現地住民等から寄せられる情報を効率的に収集するため、外務省の協力を得て現地調査員の適任者の確保に努める。

具体的には、パラオ諸島、トラック諸島、フィリピン、ミャンマー、インド、北ボルネオ、インドネシア、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、マーシャル諸島、マリアナ諸島において、適任者の選定及び調整を行う。

- なお、硫黄島については、「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議」において決定する実施計画等に基づき、防衛省等関係省庁と協力して取組を進める。

4. 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨

- 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨については、外務省と協力し、課題を整理した上で、必要な働きかけを行う。

具体的には、中国について、これまでの同国との議論を踏まえつつ、協議の開始に向けた調整を行う。

ウズベキスタンについては、令和元年12月の日・ウズベキスタン首脳会談における合意を踏まえ、これまでにロシア側より資料提供のあった13の埋葬地のうち、2埋葬地について現地調査を開始できるよう協議を進めており、引き続き、必要な調整を行う。

なお、国交がない地域における戦没者の遺骨収集については、関係省庁と連携を図りつつ、協議状況等を踏まえて対応するものとする。

5. 沈没した艦船の遺骨

- 沈没した艦船の遺骨については、遺骨を目にする可能性のあるダイバーや、海中での業務を行う関係事業者との連携を進め、積極的な情報収集を行っている。

情報が寄せられた場合には、具体的なケースに即し、技術面・安全面の検討を行った上で、可能な場合に収容を実施することとしており、令和6年度も、引き続き、トラック諸島での現地調査及び遺骨収集を実施する。

6. 戦没者遺骨の鑑定

- 戦没者の遺骨の鑑定については、既にDNA鑑定を委託している鑑定機関（大学）に加えて、厚生労働省が専門家を雇用し、自らがDNA鑑定を実施する「戦没者遺骨鑑定センター分室（DNA分析施設）」を令和4年9月に設置した。

引き続き、鑑定の迅速化及び高度化を進めるとともに、戦没者の遺骨の鑑定の拡充、戦没者の遺骨の鑑定等に専門性を有する人材の確保など、戦没者の遺骨の鑑定等に関する体制の整備を進めていく。

7. その他

- 国内外の情勢等により本計画の実施が困難となる事態が生じた場合には、状況及び課題を分析した上で、戦没者の遺骨収集の推進の観点から必要な対応をとる。
- 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（平成 28 年法律第 12 号）第 10 条第 2 項に規定する指定法人の行う業務が適正かつ確実に実施されるよう、専門的知見を活用しつつ、指導監督を行う。
- 次世代継承等の観点から、広く国民に対し、戦没者の遺骨収集に対する理解及び協力を得ることができるよう、展示会の開催やパンフレットの配布等により普及啓発を行う。

<参考>地域別埋葬等に関する保有情報について

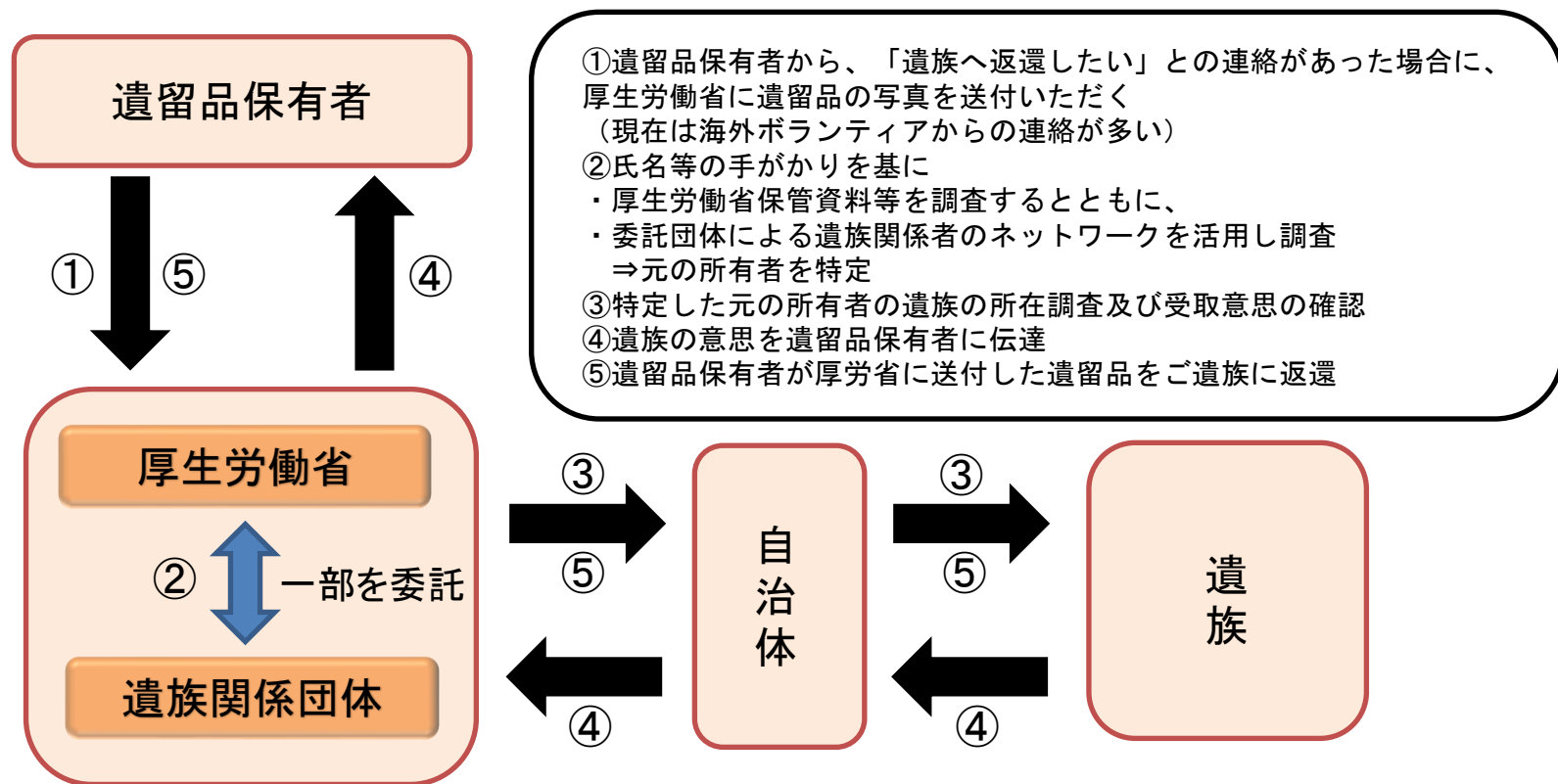
地域	保有情報数 (令和 4 年 3 月末時点)	保有情報数 (令和 5 年 9 月末時点)
沖縄	85	68
パラオ諸島	59	25
トラック諸島	4	2
フィリピン	702	597
ベトナム	2	2
タイ	0	2
マレーシア	1	1
ミャンマー	344	339
インド	113	99
バングラデシュ	3	4
北ボルネオ	12	12
インドネシア	185	151
東部ニューギニア	630	550
ビスマーク・ソロ モン諸島	378	335
旧ソ連	57	53

樺太・千島（北樺太を除く）	1	2
中国本土	13	13
モンゴル（ノモンハン）	3	0
マーシャル諸島	14	15
マリアナ諸島	645	573
アッツ島	1	1
米国	7	11
オーストラリア	3	3
ニュージーランド	1	1
バヌアツ	1	0
台湾	1	3
その他	1	6
合計	3, 266	2, 868

戦没者の遺留品調査・返還業務について

業務の概要:

戦没者の遺留品について遺留品保有者から「遺族へ返還したい」との連絡を受けた場合、下記の流れに沿って調査・返還業務を実施している。



【参考】直近の実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受付件数(新規)	318	439	430	287	436
遺族へ返還した件数	82	157	102	82	64
元の所有者が特定できなかった・遺族受領辞退等の件数	366	515	363	162	402